

2005年6月レポート

- 国別:

タイ
中国
マレーシア
シンガポール
フィリピン
インドネシア
ベトナム
インド

タイ

2005年6月ニュース

1. 輸出業者は知的財産権に注意を向ける
2. 7品種が保護下へ
3. 政府は米国と交渉延期を要請される
4. 米国知的財産法適用見送り要求
5. 年末に PCT 加盟
6. 米国の知的財産権要求，首相に撤回を求めるよう要請
7. 地理的表示協力
8. EFTA-タイ交渉
9. 26の民間団体が MoU に署名
10. タイはシンガポールの知的財産侵害計画を支持

1. 輸出業者は知的財産権に注意を向ける

(ザ・ネーション紙，ビジネス面，4B面，タイ，2005年6月2日)

特許弁護士は企業に対して，将来の困難さを回避するため，潜在的な国際市場に，商標と知的財産を登録するように警告した。知的財産局と Baker & McKenzie 法律事務所主催のセミナーで，専門家は，アジアの国々，特に中国，インドネシア，ベトナムなどの国で，既にオリジナルメーカーの権利を侵害した製品が多く登録されていると述べた。多くの貿易業者はこれらの国々で自社ブランド製品を販売できないことを発見した。

知的財産局の Kajit Sukhum 知的財産開発促進部長は，昨年 25,000 以上の企業による国内商標登録があったが，そのうちの 300 商標だけが海外で登録したと述べた。

Baker & McKenzie 法律事務所の Dhirapol Suwanprateep パートナーは，権利登録しなかったために，輸出者が訴えられ，対象市場で販売機会を逃す危険に直面していると述べた。Manoon Changchumni 弁護士は，登録手続きに時間がかかるので，最初は 2~3 の製品について，外国での権利登録を始めるように輸出者に促した。

2. 7品種が保護下へ

(バンコクポスト紙，ビジネス綿，B4面，タイ，2005年6月8日)

政府委員会は、植物新品種保護法で保護される植物品種に追加して 7 つの品種を提案した。7 つの品種は、タイ・ライム、タンジェリン、バンレイジの果実(annona squamosa linn)、タマリンド(tamarindus indica linn)、ランブータン(nephelium lappaceum)、バンダ蘭、スイレン(nymphaea lotus linn)である。

植物新品種保護部の Kobkiat Bansit 部長は、7 つの品種が顕著な特性や経済的価値を有する国内植物であると述べた。

3. 政府は米国と交渉延期を要請される

(バンコクポスト紙, 国内ニュース面, 6 面, タイ, 2005 年 6 月 9 日)

ポスト・トゥデー紙, 今日のニュース面, A3 面, タイ, 2005 年 6 月 9 日)

農業主義者、知的財産権専門家、農民グループは農家への影響を避けるために、知的財産権を取上げ、近く行われる米国との自由貿易交渉ラウンドの延期を政府に要求した。

政府は農家と国民が交渉から利益を得るという保証をしていなく、また、知的財産問題に対する明瞭なスタンスを持っていないと農家たちは主張した。

生物多様性及び公共権利保護促進に取り組む第三者機関である BIOTHAI の Witoon Lianchamroon 部長は、保護対象が天然資源ではなく発明者の権利だと述べた。これは、タイ農家の資源が自由に開発され、また、新発明からの猛烈な競争に直面するかもしれないことを意味すると同部長は述べた。

タイ側の交渉担当者である Pinit Korsieporn は、国民が政府へそのようなことを提案したならば、予定された交渉を延期することが可能であると述べた。

4. 米国知的財産法適用見送り要求

(Thai News Service, 2005 年 6 月 10 日)

タイ知的財産オフィス Vitoon Lianjumroon 部長は、タイ米国 FTA 議案に対するタイのスタンスに関するセミナーに米国知的財産法を採用しないように政府に促した。

Vitoon 氏は、タイが家畜用の知的財産法を受け入れるべきでなく、また、地理的表示をつけた製品商標の使用に関する UPOV 協定を結ぶべきでないと述べた。例えば、米国政府は、他種類の米に対して「ジャスミン米」の名前で販売されるか出荷されることを禁じるべきである。なぜならば、それはタイの知的財産法を侵害するからである。

さらに、GMO(遺伝子組替え)製品の実験がひどく国内農業に影響するかもしれないため、タイ政府は国内への GMO 製品輸入を拒絶し、禁止する権利がある。

5. 年末にPCT加盟

(ザ・ネーション紙, ビジネス面, 4B 面, タイ, 2005 年 6 月 14 日)

知的財産権登録を促進し、世界的保護を保証するために、タイは今年特許協力条約(PCT)への加盟申請する予定である。

条約加盟に向けた第1ステップで、知的財産局 Kanissorn Navanugraha 局長は、ドイツのミュンヘンにあるヨーロッパ特許オフィス(EPO)を訪問した。訪問は、知的財産権と特許権保護のより綿密な協力を意図された。

特許協力条約(PCT)は 1970 年に有効、1979 年に修正、1984 年に再修正された。同条約は特別技術サービスを提供し、特許の申請/検索/審査に関する協力の仕組みを確立する。

条約は、「国際的な」特許出願を行うことにより多くの国において発明の特許権保護を求めることを可能にする。Kanissorn 局長は、タイの加盟申請が今年後半に承認されると予想されると述べた。しかしながら、組織制度、管理能力及び職員スキルを標準まで向上させる改善はまだ必要である。これらの問題について、EPO が、タイの知的財産関連職員と一緒に目標を達成するように協力する。

局長は、PCT 加盟国になると貿易相手国間でタイの特許登録を可能にし、世界的保護を保証するだけでなく、知的財産権登録制度を発展するようにタイを奨励すると述べた。

6. 米国の知的財産権要求、首相に撤回を求めるよう要請

(バンコクポスト紙, 国内ニュース2面, タイ, 2005年6月15日)

ザ・ネーション紙, 国内ニュース面, 3A面, タイ, 2005年6月15日)

国家人権委員会(NHRC)は、近く行われるタイ米自由貿易交渉ラウンドにおいて、米国の知的財産権保護制度に関する要求を受け入れないように政府に要請する。

バイオ多様性及び知的財産権小委員会での NHRC メンバーである Buntoon Srethasirote 氏は、タクシン首相がタイ国民の利益にならない米国制度を受け入れることに反対するように要請されるだろうと述べた。

今度の交渉ラウンドは米国で来月に予定され、専門家や農民グループは知的財産問題が会談を支配するのではないかと懸念している。Buntoon 氏は、米国制度、特に特許について個人の権利だけを認め、発明ソースの開示を発明者に要求していないと述べた。

その結果、農民が所有している天然資源が開発にさらされ、農民は基本的人権を奪われ、新しい資源にアクセスできないと締めくくった。

7. 地理的表示協力

(クルンテープ・トゥラキット紙, 農業商業面, 5面, タイ, 2005年6月15日)

4年間のフランスとタイの共同作業は、タイ農産物保護及び効率的な促進を達成した。Laurent Aublin フランス大使と知的財産局の Kanissorn Navanugraha 局長は、タイで地理的表示の具体的結果を発表した。

4 年間の共同作業，知的財産分野におけるタイとフランスの専門家間の活動的な交流により，フランス大使館と Institut National Francais de la Propriete Intellectuelle(INPI)は，タイで地理的表示の一部の具体的結果を与えた。

タイは，2004 年 4 月 28 日に地理的表示の登録許可を記述する法律を実施した。地理的表示に関する何百もの潜在的候補を選び，一つの多数の製品リストが作成され，三つが登録された。Nakorn Chaisri のザボン，Petchaboon のタマリンド，スリン県の Hom Mali Rice である。

Institut Francais des Appellations d'Origines の Philippe Mauguin マネージャーは，タイの団体とこの問題点について特に議論するためにタイ国に来た。地理的表示に関連するタイ・フランス製造者間の協力実施は，フランスの文化フェスティバル典「The Holiday」の料理プログラム「The Holiday of Taste」の一部である。

8. EFTA-タイ交渉

(bilaterals.org , 2005 年 6 月 20 日)

EFTA タイ自由貿易協定の交渉は 9 月中旬に開始される。EFTA 加盟国が，タイにおいて手頃な後発医薬へのアクセスを難しくする知的財産規則を協定合意に求める危険がある。EFTA が，WTO の TRIP 協定で要求されるものより，さらに要求するような条件は，第三国と結んだ自由貿易協定に既に含まれている。

9. 26 の民間団体が MoU に署名

(ポスト・トゥデー紙，今日のニュース面，A3 面，タイ，2005 年 6 月 21 日)

(クルンテープ・トゥラキット紙，農業商業面，11 面，タイ，2005 年 6 月 16 日)

26 の民間団体と商務省は，著作権侵害対策キャンペーンの費用の 50%を負担するために MoU に署名した。商務省の Suriya Lapwisuttisin 副大臣は，海賊版 CD 製造割合が減少しているが，製造工場は近隣国へ移動したと述べた。

10. タイはシンガポールの知的財産侵害計画を支持

(ザ・ネーション紙，地域ニュース面，5A 面，タイ，2005 年 6 月 23 日)

タイは，島国がオペレーションの先頭に立つのに地理的位置によいと述べ，著作権侵害問題に取り組む地域ハブを開始するシンガポールを支持した。同問題は，第 1 回アジア中東対話(AMED)会議に取り上げられた。

タイは，国際・地域的安全保障を強化するために，より大きな役割を果たすシンガポールの望みの一部として著作権侵害対策の協力を行う意欲を表明した。センターは，研修や国際情報の収集及び交換に焦点を当てる

2005年6月ニュース

1. ネット侵害を戦う法律
2. 香港シンガポールがアジアのベスト司法
3. 偽物需要を減らすことが国際課題
4. 米国が中国の著作権侵害抑制を要請
5. 中国が海賊版音楽映像製品を弾圧
6. 商標判決
7. 香港と広東省における著作権対策セミナー
8. 日本の知的財産保護グループが中国へハイレベルチーム派遣
9. 北京のショッピングセンターがParker Pen社に補償支払い
10. 日本企業が香港の模倣を取上げ
11. 日本と中国が模倣品弾圧強化に合意
12. 中国の大学では知的財産権保護意識が欠如
13. 著作権侵害対策キャンペーンが13主要都市で開催
14. 日本企業が中国の知的財産問題で苦労
15. 150枚海賊版CDがマカオで摘発
16. 中国が64の追加商標を有名商標に
17. 中国が世界の模倣品製造販売トップ
18. 広東と香港が著作権保護で協力
19. 発展途上国，農産物に関する知識を守るべき
20. 中国が知的財産権犯罪を処罰
21. 著作権侵害摘発，1年延長
22. BSA が中国で著作権侵害対策キャンペーン実施

1. ネット侵害を戦う法律

(*South China Morning Post* , 2005年6月1日)

5月30日の規則変更に基づき，著作権を侵害した者は10万元以下の罰金を科されることになった。さらに，政府は知的財産権侵害対策が行われる方法も明確にする。

同規則は，ビデオやオーディオ制作を含み，他人のオリジナル作品をアップロード，保存，リンクする活動を規制する。同規則の下は，ISP(インターネット・サービス・プロバイダー)が著作権侵害を認識していなく，またその情報を発信しなければ，著作権侵害の責任を問われない。

権利所有者が著作権を侵害されたと認識すれば，侵害を示す証拠に加え，委任状と著作権を所有することの証明を提示することにより，ISPに通知することができる。その後，ISPは著作権侵害をしている内容を削除することを要求される。

しかし，新規則では，内容が侵害していないと主張するために，当該著作権違反者は，「回答書」を送ることが出来る。その回答が正しいと認められれば，ISPは対象を削除せず，また，法的責任がない。中国はインターネット上の著作権を規定する法律を制定していたが，従来その法律の解釈は曖昧であった。

2. 香港，シンガポールがアジアのベスト司法

(*AFX Asia* , 2005年6月2日)

アジア地域で働く海外駐在事業経営者調査によれば，香港とシンガポールはアジアで最良の司法制度を持っており，逆に，インドネシアとベトナムが最も悪いという結果にあ

った。香港は、2004年トップのシンガポールを倒して、今年の Political and Economic Risk Consultancy (PERC)による調査でシンガポールと共にトップの位置になった。

各国と都市のランクをつける際に、事業経営者は、契約履行、論争解決、知的財産権侵害闘争、有価証券や為替規則強化について、法制の活用方法を重要視した。

3. 偽物需要を減らすことが国際課題

(*China Daily*, 2005年6月3日)

「偽物はもっとコストがかかる」というテーマに関するグローバルキャンペーンの開会式の講演で、国際商標協会(INTA)の Frederick Mostert 名誉会長は偽物を抑制するために、香港にはまだ努力の余地があると述べた。

偽物対策大使として、国際映画スターのジャッキー・チャンは、香港において偽物の罰則が十分ではないと主張した。増加する知的財産権(IPR)登録に直面し、中国本土は、この数年にわたって偽物産業を弾圧する強い決意を示した。

「中国本土政府は偽物との格闘や知的財産権保護に多くの注意を払った」と中国本土の知的財産実行グループのメンバー、Chen Xuemin が述べた。彼は、中国本土の知的財産権状況が特に上海で、よくなっていることを明らかにした。「当局は問題に取り組むことについて多くの努力を重ねたが、まだ多くのことを行う必要がある。」Chen氏は、中国本土が知的財産権保護について直面する最も重要なことが、知的財産権に関連する規則や法律を実行することであることを指摘した。

4. 米国が中国の著作権侵害抑制を要請

(*Financial Times*, 2005年6月3日)

米国商務長官の Carlos Gutierrez は、著作権侵害を偽造通貨に匹敵した「犯罪」と呼んで、知的財産権を保護するために、中国が直ちに行動することを要求した。

「知的財産権侵害は犯罪である。また、我々は、貿易相手国と犯罪を取り決めているべきであると信じていない」と Gutierrez氏が、北京の米国商工会議所へ頑丈に言葉で表されたスピーチの中で述べた。「(繊維を含み)すべて交渉に載せる。」

Gutierrez氏は、外国映画や音楽のみならず、製造品、医薬品、化学薬品にも影響する著作権侵害を縮小するために、中国政府の指導に期待していることを詳細に述べなかった。

米国の音楽と映像産業は、中国に対する著作権侵害訴訟の実態をWTOで問題とするために、既に米国政府に対しロビー活動を始めた。WTOは、知的財産を管理する国が著作権侵害に対する抑制の役割をしていないという理由で、加盟国が他国に対して訴えることが可能であると規則で決めている。

5. 中国が海賊版音楽映像製品を弾圧

(*Xinhua's China Economic Information Service*, 2005年6月3日)

中国文化省は、出版社のラベルをつけた海賊版ディスクに対する対策を命じた。同省は、ウェブサイト www.ccm.gov.cn 上で 2000 年から 2005 年 5 月まで出版社によって正式に輸入された音楽や映像製品のリストを出した。

「キャンペーンは明確な結果を生みました。しかし、著作権侵害、特に匿名ディスクの生産販売で、多くの場所にまだ氾濫している」と同省職員が述べた。海賊版ディスク範囲は、米国映画から日本の漫画及び香港や台湾のポップ・ミュージックまで含まれる。

6. 商標判決

(*Shanghai Daily*, 2005 年 6 月 4 日)

昨日、上海第 2 中級人民裁判所は、商標権侵害のために Crocodile Garment (Zhongshan) 社に 20 万元(24,096 米ドル)を支払うように Yin Guohua と Xu Jianfeng に命じた。Shanghai Qiaozhekeman Garment Manufacture 社も、Crocodile 社に 2 万元の支払いを命じられた。昨年 8 月に許可が無いのに、Crocodile 社国内事業所の元従業員であった Yin と Xu は、Qiaozhekeman 社に衣服製造、Crocodile 商標とラベル使用を委託した。裁判は Yin と Xu が Crocodile 社の商標権を侵害したとして裁決し、また、Yin と Xu の資格を注意深く確認しなかったとして、Qiaozhekeman 社が補償を払うべきであると判決を出した。

7. 香港と広東省における著作権対策セミナー

(*IPR Strategic Information Database*, 2005 年 6 月 7 日)

news.gov.hk によれば、知的財産問題について、広東省と香港の近辺における特に関係する中小企業の知識を高めるのセミナーが、6 月 7 日と 9 日に Huizhou と Jiangmen で開催される。同セミナーは、広東省の知的財産部、商業開発会議、国家知識産権局によって開催される。香港特別行政区政府知識産権署の Stephen Selby 長官は、同セミナーが知的財産権保護を促進する香港と広東省の間の持続的協力によるものであると述べた。

Huizhou と Jiangmen のセミナーは、両会場で、富のツールとしてどのように知的財産を活用できるかを中小企業に示す。それぞれが個別の著作権法や規則を有しているため、両セミナーは香港と中国本土で企業が特許、デザインや商標を保護することを保証する必要性に集中する。

8. 日本の知的財産保護グループが中国へハイレベルチーム派遣

(*Jiji Press English News Service*, 2005 年 6 月 7 日)

違法コピー製品との戦いを強化するために、日本の国際知的財産権保護フォーラムは北京へハイレベルチームを送る。

日曜日から 4~5 日間中国に滞在する同チームは、情報交換強化や中国人調査職員の研修のようなプログラムなど、より強い協力を提案する。

170 の企業や団体を含む同フォーラムによる、このようなグループの派遣は 3 回目である。前 2 回の派遣は、中国政府当局による厳しい摘発を要求していた。

9. 北京のショッピングセンターがParker Pen社に補償支払い

(Xinhua Financial Network News , 2005 年 6 月 8 日)

北京の西単ショッピング・センターは、海賊版製品を販売したことによって、Parker Pen(Shanghai)社に 6 万元の補償を払うことに合意した。両社は北京第 1 中級人民裁判所で合意に達した。

同ショッピングセンターは、Parker 社の商標を侵害するどんなペンも今後販売しないことを約束した。

10. 日本企業が香港の模倣を取上げ

(Nikkei Weekly , 2005 年 6 月 13 日)

日本の電子メーカーに似ている商号の香港企業の無許可登録は、中国で大量生産し、安い価格で販売しているため、大きな問題になりつつある。数千億円の損失と推定され、日本企業はそのような行為を直ちに停止するように日本政府を通じて、香港に要請した。

日本のメーカーと無関係でありながら、「香港松下電器」等の多くの日本企業の名前を持っている企業がペーパーカンパニーとして存在している。

電子情報技術産業協会(JEITA)によれば、松下電器産業、日立製作所、東芝、三洋電機という 4 つの日本企業だけでも、120 の類似する発音の商号を許可なしで登録されている。これらの企業は、4 月に、JEITA によって知的財産権侵害を調査するプログラムの下で、日本政府からの保護を求めた。この他に二つの企業がすぐに参加する予定である。

10 月 4 日までに調査が明白に商標権侵害を確定できたら、日本政府は公式に規則強化を香港に依頼する。外交折衝がうまく行かない場合日本は同問題を世界貿易機関(WTO)にかける。

JEITA は、この活動に参加するように精密機械メーカーや自動車メーカーを含む他の団体に呼びかけることを計画している。JEITA の斎藤氏は、「我々は世界の人々に訴えたい」と説明した。しかし、今のところ、大手電子メーカーは日本政府が香港で問題に対するアクションを実施できるかどうか待っている。

11. 日本と中国が模倣品弾圧強化に合意

(Jiji Press English News Service , 2005 年 6 月 16 日)

日本と中国は、中国で製造された日本製品の違法コピーを厳しく取り締まるための協力を強化することに合意した。

合意では、中国の調査職員が純正品と模倣品を識別することを支援するセミナーを開催するために、日本は中国に専門家を派遣する。また、日本は、中国に過去の違法コピー製品のサンプルを提供する。

合意は、中国の知的財産権職員とホンダ技研 Yoshihide Munekuni 前会長が団長を勤めた代表団との間で開催された一連の会合後に取り決められた。5 日間の訪問のために中国にきた代表団は、経済産業省の職員も入っている。

12. 中国の大学では知的財産権保護意識が欠如

(Xinhua's China Economic Information Service , 2005 年 6 月 17 日)

最近の調査では、中国のカレッジや大学は所有する知的財産権に気づいていないという。

国家知識産権局の依頼で浙江工業短期大学によって行なわれた調査は、中国のカレッジや大学の 75% が過去 5 年間に特許出願しなかったか少数の特許しか出願していないことを示した。

同調査は、中国のカレッジや大学による研究業績のほぼ 30% が結果として特許権保護を受けられなかったと示した。アナリストは、特に高等教育機関で、中国が大衆の知的財産権保護の意識を増強する緊急的な問題に直面することを同現象が示すと述べた。

13. 著作権侵害対策キャンペーンが 13 主要都市で開催

(Xinhua News Agency , 2005 年 6 月 19&20 日)

(Xinhua's China Economic Information Service , 2005 年 6 月 20 日)

中国の知的財産権(IPR)保護に関する 2005 年の夏キャンペーンは、国の首都で執り行われた開会式に続いて、全国 12 都市でも行われた。

2 か月のキャンペーンは、国家反ポルノワーキンググループ、文化省、出版印刷管理局、及び関税一般管理局を含む 8 つの中央政府当局機関によって始められた。

中国は、上海、天津、Chongqing、南京、Wuhan、広州、成都、Shenyang 及び蘭州を含む、13 の主要都市の知的財産権保護に対する 2005 年の夏アクションを行うと、ポルノと違法出版物を弾圧する国家ワーキングチームの Liu Binjie 次長が述べた。

同キャンペーンは、知的財産権侵害に厳しい態度を示すとともに、海賊版製品の生産販売経路を根絶するために 8 月 31 日まで続くと Liu 氏が述べた。

14. 日本企業が中国の知的財産問題で苦労

(Asia Pulse , 2005 年 6 月 20 日)

(Business Times Singapore , 2005 年 6 月 24 日)

経済産業省の調査によると、中国で事業展開する日本企業の約半分は、中国企業による知的財産権侵害に苦しんでいる。

調査によれば、調査した 134 の中国で経営活動している主要日本企業の 68 社は、自社製品の模倣や海賊版が中国から世界各地に輸出されたのを見つけた。

同省による今回の調査は初めてであり、134の企業の67社が同問題を是正するように公式に中国政府に要求したことを明らかにした。その中で、2003年から2年の間で、罰則を求める4,263の申請が行われた。

中国政府は4,029件の苦情について行動を起こしたが、殆どの犯罪者はすぐ釈放された。3,043の苦情は、模倣品没収処分に決着したが、317件だけが、不法製品販売で得た収入の差し押えに結びつき、また、145件は製造設備の廃棄が没収で決着した。

さらに、中国の政府当局による懲戒処分を求めた67の日本企業の34社は、同じ犯罪者が再び模倣品を輸出していることをその後知った。したがって、日本企業は、中国の税関検査官が模倣品輸出者に関する情報を開示し、押収された品物が破壊されることを保証し、違法輸出品対策への研修を強化することを要求している。

15. 150枚海賊版CDがマカオで摘発

(Xinhua News Agency, 2005年6月23日)

マカオ当局は150の海賊版CDを摘発した。税関検査官は秘密告発で、Macao-Zhuhai Barrier Gate近くの店舗を捜査し海賊版を発見した。夫婦である2人の容疑者が逮捕された。

世界貿易機関(WTO)の創立加盟国であるマカオは、知的財産権侵害と戦うために法律を制定するなどの義務を負っている。

16. 中国が64の追加商標を有名商標に

(China Industry Daily News, 2005年6月24日)

国家工商管理総局商標局は64の追加商標を「有名な商標」と認定した。

二つの国有企業、8つの外国資本企業、49のその他企業、及び一つの香港に本社がある企業を含む60の企業商標は中国企業によって登録された。

4つの残りの商標は、二つの日本企業、英国企業とフランスのベンチャーを含む外国企業によって登録された。

いくつかの企業は、金融サービス、不動産賃貸マネジメント分野に取引し、中国当局は初めて二つの産業に有名商標タイトルを与えた。

17. 中国が世界の模倣品製造販売トップ

(Asia Pulse, 2005年6月27日)

中国は、模倣品や低品質製品の世界最大製造流通国であり、その結果、同国経済を傷つけ、国家安全への潜在的脅威をもたらすと、Mainland Affairs Council(MAC)のYou Ying-lung 副議長が述べた。

MAC に委任された報告書の文書を引用して、You 氏はブランド衣類から医学まで、中国の政府当局の緩い管理により、世界の非合法製品の約 70% が中国から来ると述べた。消費者のほぼ 90% はそのような模倣品を購入したと主張した。

報告書では、中国の模倣品製造の増加は世界的に有名商標に悪い影響を与え、国際問題になった。

同報告書は、知的財産権への大衆の尊重の欠如、緩い政府規制や処罰、地方の強い需要不足など様々な要因により、中国で模倣が氾濫している報告した。中国の広大な国土も、同問題を悪化させたと同氏が付け加えた。

18. 広東と香港が著作権保護で協力

(NewsTrak Daily, 2005 年 6 月 28 日)

Closer Economic Partnership Arrangement(CEPA)による経済的利便性は高いものの、珠江三角洲(Pearl River Delta)に知的財産を担当する法律事務所はほとんど存在していない。中国の首都である北京でさえ、二つか三つしか知的財産を担当する法律事務所は存在しない。

このようなこともあり、多くの香港企業が新しく設立した会社を中華人民共和国で登録することができなかった。商標の登録もほとんど不可能である。その理由は、香港の人々が中国の一般的な法律知識が不足しているからである。一般に、人々はこれらの登録をどこで申し込むか、又は通常の手続きがどのようなものなのかでさえ、知識を持っていない。

このような外国企業の知的財産権を保護するために、広東省及び香港は、知的財産権の非合法活動や犯罪と戦うために協働することとなった。「純粹製品連盟」は、この目的のために広東省で設立された。この連盟に 130 社のメンバー企業が参加する。さらに、知的財産権に関する情報を提供するためのウェブサイト(www.ip-prd.com)が開設される。より多くの努力が知的財産権保護に注がれることが望まれている。連盟設立は始まったばかりである。

19. 発展途上国、農産物に関する知識を守るべき

(BBC Monitoring Asia Pacific, 2005 年 6 月 28 日)

発展途上国の伝統的知識や遺伝子資源が先進国によって奪われたとして、農業分野の知的財産権を保護し、処置を講ずるよう、中国政府関係者は、開発途上国に訴えた。

国家知識産権局の知的財産権保護ワークグループの Zhang Zhigang グループ長は、先進国がいくつかの発展途上国における伝統的知識や遺伝子の資源に関して、著作権の侵害をし、特許を出願したため、農業分野での知的財産権保護が新しい問題に遭遇したと記者に発表した。

発展途上国にどんな補償も与えずに、先進国は発展途上国の利益をひどく侵害したと貿易省副大臣でもある Zhang Zhigang が述べた。

同氏によれば、インドとタイは、自国の農業分野での知的財産権侵害が多国籍企業によって奪われているケースを発見したという。世界貿易機関(WTO)の枠組内でのハイ・レベル会議は、伝統的知識や遺伝子の資源に関する保護の解決策を求めている。

20. 中国が知的財産権犯罪を処罰

(Xinhua News Agency , 2005 年6月28日)

昨年9月全国的知的財産権保護キャンペーン開始により、中国では、法執行部に発見され、又は管理運営部から警察へ移された知的財産権(IPR)関連事件数が増加している。

「今まで、全レベルの工商管理局は、24,189件の商標権侵害事例を調査し、1億5700万元(1900万米ドル)の罰金を課した」と貿易省 Zhang Zhigang 副大臣は、国家評議会内で開催された記者会見で発表した。

出版印刷当局、文化局、著作権管理当局及び警察は、1億6700万セットの不法オーディオビデオ製品や海賊版製品を没収し、24の違法CD製造ラインを破壊、2,960の違法印刷工場を閉鎖したと国家知識産権局の知的財産権保護ワーキンググループ Zhangto 部長が述べた。

文化省は6335万の海賊版コンパクト・ディスクを破壊し、特許当局は1,115の特許侵害事件や153の特許模倣事件を発見したと同氏が述べた。関税当局は、7304万元相当の知的財産権侵害関連製品の輸出入949件を取り締まった。

2005年1月から5月まで、検察局は、年率51.5%アップで、偽物や模倣品生産に関与し、販売する882人を逮捕した。「そのうちの844人は起訴され、年率45%アップになった」とZhang氏が述べた。

検察局は、昨年比20.6%アップで知的財産権侵害に関与する340人の容疑者を逮捕し、そのうちの258人を起訴し、昨年より58.9%増加したと同氏が述べた。

5か月で、中国裁判所は、年率23.19%アップで、知的財産権侵害、偽物や模倣品の生産販売、及び不法な事業活動を含む1,280の案件を扱ったと同氏が締めくくった。

21. 著作権侵害摘発、1年延長

(South China Morning Post , 2005 年6月29日)

China Daily , 2005 年6月29日

Xinhua Financial Network News , 2005 年6月29日

ポスト・トゥデー紙 , 国際経済面 , A12面 , タイ , 2005 年6月29日)

中国政府は、氾濫する著作権侵害や模倣品への対策に失敗したとの批判を無視したが、知的財産権(IPR)侵害に対する摘発期間を延長すると約束した。

国家知識産権局局長兼貿易省副大臣である Zhang Zhigang は、知的財産権保護の結果がよくないため、監視対象国リストに米国が中国を加えたことが遺憾であると述べた。

「米国主張は事実に基づいていない」と Zhang 氏が述べた。「我々は、知的財産権保護に関するいくつかの問題を持っており、まだトップリーダーや大衆の期待は満足していない。しかし、我々は、解決するために最善を尽くしている。」

Zhang 氏は、中国政府のコミットメントを証明するために、国家評議会主導の摘発が 8 月からさらに一年間拡張されると述べた。同氏は知的財産を保護する中国の努力を理解し、協調するために他国、特に米国や欧州連合メンバーを訪問した。

22. BSAが中国で著作権侵害対策キャンペーンを実施

(SinoCast China Business Daily News , 2005 年 6 月 29 日)

安全で合法的なデジタル環境促進に努力する主要組織のビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)は、中国で著作権侵害対策キャンペーンを開始する。BSA は、教育と摘発の組合せで著作権侵害対策の新しい道を開くことを望んでいる。特に、中国国家著作権局や地方著作権管理当局は、海賊版ソフトウェアを厳しく取り締まるためにソフトウェア・ユーザの間でのソフトウェア財産管理を普及させるように協働する。

情報筋によると、昨年、BSA は北京市の著作権事務局、上海著作権事務局、四川著作権局と協力し、ソフトウェア開発に従事する企業の研修等を行い、ソフトウェア財産管理や低コスト管理を支援した。

マレーシア

2005 年 6 月ニュース

1. 知的財産管理についてもっと知ろう

(New Straits Times Newspaper , マレーシア , 2005 年 6 月 16 日)

企業が知的財産(IP)管理に関することを知りたければ、Multimedia Development Corporation (MDC)から知ることが出来る。

一連のセミナーや相談業務によって、知的財産を保護する実際的なノウハウを獲得するために、MDC は企業を支援し、特に Multimedia Super Corridor (MSC)を提供している。

MDC 能力開発部 Ng Wan Peng 副社長によれば、昨年に導入された MSC 知的財産セミナーシリーズは、知的財産基礎情報の導入、企業の競争優位強化の活用方法も目指したものである。

昨年 11 月に開始された半日のセミナーは、企業における知的財産の役割や重要性を紹介し、異なるタイプの知的財産に関する幅広い説明が行われた。セミナーに、今年 3 月に特許、4月に商標、5月に工業デザインを含む適切な関連トピックが続く。

あと 4 つのセミナーが年末まで開催される予定であり、6 週間毎に一つのセミナーが一回開催される。セミナーとは別に、MDC は、MSC 企業のために、知的財産コンサルタントによる MSC 知的財産相談業務、あるいは一対一相談を提供する。

2. 知的財産裁判所が 2 年以内に

(*New Sunday Times*, 2005 年 6 月 19 日)

今後 2 年以内に侵害案件を扱う知的財産(IP)裁判所を設立できるかもしれない。

そのために、国内取引消費者保護省は、一生懸命ロビー活動をしていると Datuk Shafie Apdal 大臣が述べた。「同法廷は、知的財産権の所有者の権利を適切に保護できるように、知的財産を専門にする裁判官や弁護士を有する」と、昨日民間企業と同省の年次会合の後に同大臣が述べた。Shafie 大臣は、多くの知的財産事件が未処理になっており、「専門知識の不足による」ものだと裁判所が主張したと述べた。

「我々は、様々な財産立法や処理能力など様々な側面にぶつかっており、専門の法廷があれば、マレーシアは進行している著作権侵害、模倣品問題を解決することができる」と Shafie 大臣は主張した。「知的財産権保護はマレーシアが国際的約束を守るのに必要である。また、好意的な貿易や投資環境を作り、経済の質を改善する。」同大臣は、より多くの外資系企業が知的財産を登録し、ここで投資するように、同省が法施行を強化したと述べた。

シンガポール

2005 年 6 月ニュース

世界知的所有権機関がシンガポールに事務所開設

(*The Straits Times Newspaper*, シンガポール, 2005 年 6 月 8 日)

Business Times Singapore, 2005 年 6 月 8 日

ザ・ネーション紙, 国内ニュース面, 4A 面, タイ, 2005 年 6 月 8 日)

世界知的所有権機関(WIPO)はシンガポールで初のアジア事務所を解説した。WIPO は、政府や他の知的財産(IP)機関と協力して、立法、教育及び他の活動に力を入れ、この地域に「知的財産文化を注入する」と経済開発局の Geoffrey Yu 事務局次長が開設式後に述べた。

新しい事務所の主な課題は知的財産権を保護する近隣国を支援することであると Yu 副局長が述べた。この目的を達成する一つの方法は、ミャンマーとカンボジアの知的財産保護法立案を助けることである。

著作権侵害の危険を減らすために、製品をより手頃な価格で購入できるように、WIPO は生産者と交渉する。

フィリピン

2005年6月ニュース

1. 米国企業が知的財産権事件の特別裁判所を要請

(*Business World*, 2005年6月10日)

知的財産権(IPR)事件を法廷で争うために、米国投資家は、マニラに特別裁判所設立を要求しており、これにより、米国の優先要注意リストからフィリピンを除外することの助けとなると考えられる。マニラの米国大使館は、火曜日に円卓会議に参加した米国企業の代表が知的財産侵害事件の継続な法廷審問も要求したと述べた。

「弱い知的財産保護は、国内・外国投資家に対する強い行動抑制要因になっている」と大使館が見解を述べた。ワシントンは、昨年、フィリピンで海賊版製品による1億3900万ドルの損害を報告した。

米国大使館は、フィリピンでの知的財産権保護の改善や施行と同様に、相互利益分野について議論するために、米国企業幹部や業界代表との会合を主催したと述べた。

2. 著作権侵害対策活動が精力的に

(*Manila Standard*, 2005年6月15日)

知的財産の著作権侵害に対する強化されたキャンペーンは、2005年の第1四半期で、総額3310万ペソと推定された模倣品の没収に決着した。「我々は、模倣品を生産する大規模シンジケートを全部破壊するまで追いやる」とNBIのReynaldo Wycoco部長が声明で発表した。

Wycoco部長は、NBIが純粋の高級品メーカーを保護し、正当な企業の権利を単に侵害したい者を追いやる手段を取ると述べた。

NBIの記録によると、1月から3月まで、知的財産権を侵害する個人や組織172件に対し、業務執行のために、調査、勧告を依頼されたという。受理した苦情の中に、ネスカフェとネスレのような食物メーカーからLeeのTシャツ、Louis Vittonバッグ、ゴム靴や男女の衣類のような有名製品もある。

NBIは、模倣品製造者に対し、模倣品生産の中止か、さもなければ適切な罰金を課されることを警告した。

インドネシア

2005年6月ニュース

1. 偽造ブレーキライニング工場摘発
2. 日本とインドネシアが経済連携交渉

3. インターネット・カフェが閉鎖に
4. 規則がディスク侵害を抑制と期待
5. インドネシアはマイクロソフト社の研究センターを期待
6. 知的財産問題がインドネシア 米国貿易協定を妨害
7. マイクロソフト社が 1 ドルでウィンドウズ合法化
8. インドネシア&米国が知的財産権や違法問題で、TIFA 会議

1. 偽造ブレーキライニング工場摘発

(Suara Pembaruan , 19 面 , インドネシア , 2005 年 6 月 1 日)

偽ホンダ商標をつけたブレーキライニング工場が、首都ジャカルタ警察特別犯罪捜査局の産業通商ユニットによって摘発された。

ここ 1 年、この工場は偽造ブレーキライニングを約 10,000 ユニット生産した。特別犯罪捜査局の Drs Syahrul Mamma(警察)長官は、この模倣品がここ 1 年で、首都ジャカルタと周辺で出荷され、売買されていると発表した。

摘発が行われ、2,000 のパッケージ・プラスチック、出荷される準備ができた偽造「ホンダ」商標をつけた 2,381 のブレーキ・セット、5 のプレスボード、12 枚のパック紙、2 枚のホログラム、5 枚の偽造「ホンダ」ステッカー、25 枚の数字印刷ツールなど、大量の証拠品は警察によって没収された、

通常、模倣品の価格はオリジナル部品価格の約 50%以下である。安いのに加え、模倣品には、製造番号が印字されない。使用された場合、オリジナル製品より、ブレーキライニングがより速くすり減る。違反者は商標法第 15/2001 号に基づき、刑を言い渡される。

2. 日本とインドネシアが経済連携交渉

(Nikkei Report , 2005 年 6 月 2 日

バンコクポスト紙 , ビジネス面 , B4 面 , タイ , 2005 年 6 月 3 日)

小泉純一郎首相とインドネシアのスシロ・バンバン・ユドヨノ大統領は、自由貿易協定を含む相互経済連携交渉促進協定に署名した。今月初めに開始する交渉は、知的財産と競争に関する政策と同様に、輸入関税と税関手続のような広範囲問題もカバーする。

3. インターネット・カフェが閉鎖に

(Kompas , 10 面 , インドネシア , 2005 年 6 月 6 日)

インドネシアの何千ものインターネット・カフェが、アプリケーション・ソフトを不法に使用しているために警察組織によって閉鎖されると警告された。同閉鎖により、何万もの新しい失業者という結果をもたらす。

研究技術国務大臣兼技術評価・実施組織のトップである、ジャカルタの Kusmayanto Kadiman 氏は、先週末にインターネット・カフェの所有者に資金援助を与え、簡素な支払いシステムを提案し、オープンソース・ベースのアプリケーション・ソフト開発を動機づけることなど、政府が政策を出す必要があると述べた。

この説明は、インドネシアの大学機関や研究開発研究所の調査結果、及び知的財産技術移転を促進する政府規則 20/2005 号の批准と関係がある。

4. 規則がディスク侵害を抑制と期待

(*The Jakarta Post Newspaper*, インドネシア, 2005 年 6 月 7 日)

政府は、最近の光ディスクに関する一連の法律制定によって、国内で生産された光ディスクの約 90% を占めると推測される、著作権侵害を著しく抑制することができるだろうと期待している。

産業省農業化学薬品山林製品担当の Benny Wahyudi 長官は、光ディスク用先端技術生産設備に関する政府規制 29/2004 号が DVD, VCD, CD, ソフトウェア製品などの 3 億 2000 万枚の海賊版光ディスクを本質的に減少させると述べた。

同規則は、150 の光ディスク関連工場が、(申し立てによると、約 140 ヶ所が著作権侵害に関係する)州から特定の許可証を得なければならない。

これらの工場は、製造機械を登録し、ディスク上に工場識別コードを刻印し、四半期毎に製造活動報告書を省に提出しなければならない。

5. インドネシアはマイクロソフト社の研究センターを期待

(*Xinhua News Agency*, 2005 年 6 月 8 日)

アメリカに 2 ヶ所、英国に 1 ヶ所、中国に 1 ヶ所あるマイクロソフト社の研究センター以外に、インドネシアに世界で第 5 のマイクロソフト社の研究センターが設置されると予想されると研究技術国務大臣 Kusmayanto Kadiman が発表した。

Kusmayanto 大臣の談話は、先月末に行われたインドネシアのスシロ・バンバン・ユドヨノ大統領の米国訪問中、シアトルで大統領とビル・ゲイツ会長との会合後にインドネシアで研究センターを確立する考えがあるとして Antra 通信によって発表された。

訪問中に、ビル・ゲイツ会長は、インドネシアに 2 億 2000 万以上の人口がいると分かり、インドネシアで研究センターを建造するインドネシアの意図を全面的にサポートすると Kusmayanto 大臣が述べた。

インドネシア政府と協力し、マイクロソフト社は、国内の要求を満たすことができる研究センター設立を支援すると同大臣が述べた。インドネシアが知的財産権を尊重するが、他方では、政府が人々の購買力をさらに考慮に入れたと同大臣は主張した。

しかしながら、大臣は、プロジェクトがいつ開始するか、あるいは、マイクロソフト社の研究センターがどこで設立されるかは知らないと述べた。より多くの交渉が、マイクロソフト社とまもなく行われるだろう、と大臣が付け加えた。

6. 知的財産問題がインドネシア 米国貿易協定を妨害

(Xinhua News Agency , 2005 年6月8日)

国营通信社 Antara 社は、インドネシア貿易省 Mari E. Pangestu 大臣の言葉を引用し、インドネシアと米国との貿易投資協定は知的財産権の問題に妨害されていると述べた。

Mari 大臣は、同交渉が 2 国間で貿易投資包括協定(TIFA)を締結する一部であると述べた。「TIFA の必要条件のうちの 1 つは知的財産権の行使である」と同大臣は述べた。

「貿易省は法務人権省知的財産総局総局長と協力し、妨害を取り除く行動計画を作成する」と大臣は発表した。Mari 大臣は、知的財産権を侵害すると分かった者を起訴するために、インドネシアが十分な法律を有しているが、十分に施行していないと述べた。

7. マイクロソフト社が 1 ドルでウィンドウズ合法化

(The Jakarta Post Newspaper , インドネシア , 2005 年6月9日)

米国大手ソフトウェアのマイクロソフト社は、インドネシアが不正取引を厳しく取り締まる前に、海賊版ソフトウェア使用恩赦計画の一部として、政府コンピューターに既にインストールされた海賊版ウィンドウズ・システムを合法化することを考慮している。

情報通信省の Sofyan Djalil 大臣は、恩赦により、マイクロソフト社のウィンドウズ・オペレーティング・システム違法バージョンをインストールした各コンピューターのために 1 米ドルを払うことを政府が許可すると水曜日に述べた。

しかしながら、合計 50,000 以上の PC になると推測されているため、政府が全国の官庁で使用されているデスクトップ・コンピュータをすべて登録しなければならないという海賊版ソフトウェアの合法化計画はある程度の時間になると予想される。

海賊版ソフトウェア製造販売業者を厳しく取締り、知的財産権を支持することを企業が約束したことが保証された場合に限り、マイクロソフト社が開発途上国に恩赦を提供できることは良いことである。

ソフトのパッケージをより手頃にすることによって、マイクロソフト社は、インドネシアや近隣国々におけるソフトウェア著作権侵害が徐々に縮小することを望んでいる。

8. インドネシア&米国が知的財産権や違法問題で、TIFA会議

(Bisnis Indonesia , 2005 年6月24日)

インドネシアと米国は知的財産権施行及び違法記録問題について議論する貿易投資包括協定(TIFA)に関する二国間会議を開催する。

公式のプレス・リリースによれば、両国幹部が非常に建設的な方法でインドネシアの知的財産権を改善する共同計画について議論すると述べた。TIFA は貿易と投資を自由化する協定で、関税障壁、知的財産権施行などのような問題もカバーする。

ベトナム

2005年6月ニュース

1. 「ベトナム米 - 質と商標 - 」セミナー
2. ベトナムが来月に知的財産協定に加盟
3. 日本がベトナムのWTO加盟を支援
4. ベトナム首相がマイクロソフトのゲイツ会長と会談
5. ベトナムがソフト著作権侵害使用中止を企業に要請

1. 「ベトナム米 - 質と商標 - 」セミナー

(*Thai News Service* , 2005年6月1日)

海外や国内市場でベトナムの米商標を促進する方法について、5月30日に Can Tho で開催されたメコン・デルタ・セミナーで議論された、

「ベトナム米 - 質と商標 - 」というタイトルのセミナーは、この特別な米を育てたメコン・デルタ農民の経験、企業の成功、米生産・輸出の障害に焦点を当てた。

セミナーには、メコン・デルタ地域の農村開発や農業を担当するリーダーである米専門家、マネージャー、生産者、輸出者などが参加した。

2. ベトナムが来月に知的財産協定に加盟

(*Organization of Asia-Pacific News Agencies* , 2005年6月5日)

ベトナムは、無許可複製に対応するために、記録メディア生産者保護に関するジュネーブ条約に加盟する国家グループのメンバーになる。

文化情報省の文学・芸術著作権管理局は、6月3日にこれまでのところ、1971年10月29日に確立された同協定に74か国が同意したとハノイの報道に伝えた。

昨年10月26日に、ベトナムは、文学・芸術的作品保護のベルン協定に同意することにより、著作権保護の国際組織・体制に統合されるに向けて重要な一歩を前進した。

ベルンとジュネーブの両協定は、著作権の範囲や性質が各国の法的裁量問題であることを認識しているが、同協定は国家間の一貫性や相互関係の理想像の上に構築される。加盟国は、したがって他国の著作権所有者へ同じ権利を国内の芸術家へ拡張する。

ジュネーブ条約は、音楽を複製する者が生産者の許可を持っていることを加盟国が保証しなければならないことを意味して、署名国がみな尊重しなければならない複製の国際権利を特に保護することにより、ベルン協定を一步先んじている。

3. 日本がベトナムのWTO加盟を支援

(*The Saigon Times Daily* , 2005年6月13日)

ベトナムの重要な交渉相手 4ヶ国のうちの一国である日本との二国間会談で、基本合意に達することにより、ベトナムは世界貿易機関(WTO)加盟に新しいはずみがついた。外務省の町村信孝大臣がベトナム・ハノイの1日間訪問中に、木曜日の2国間貿易交渉において、両国は、「基本合意」に達した。

日本は、欧州連合、米国、中国と並び4ヶ国の最も困難な交渉相手として、ベトナムに多くの条件を課したうちの一国と考えられた。ベトナムの最大投資相手国かつ支援国の日本は、銀行業務、輸送、流通部門の開放を要求し、かつ産業財産権を含む法律改訂をベトナムに要請した。

4. ベトナム首相がマイクロソフトのゲイツ会長と会談

(ロイターニュース, 2005年6月21日)

ポスト・トゥデー紙, 国際経済面, A11面, タイ, 2005年6月22日)

ベトナム戦争以来の同共産主義国のトップとして初めて米国に訪問中の Van Phan Khai ベトナム首相は、マイクロソフトのビル・ゲイツ会長と会見し、ソフトウェア著作権侵害と格闘することを誓約した。

Khai 首相は、ベトナムがマイクロソフトと共同し、知的財産窃盗を抑制し、学校へ寄贈された中古コンピューター使用許可の障壁を削除する二つの協定に署名した、とマイクロソフト・スポークスウーマン Tami Begasse が発表した。

5. ベトナムがソフト著作権侵害使用中止を企業に要請

(Vietnam News Brief Service, 2005年6月23日)

ベトナムは、世界貿易機関(WTO)加盟という同国の目標の準備をする動きで、国内企業と個人に公式にソフトウェア著作権を尊重するように懇願した。

文化情報省の Tran Chien Thang 副大臣、ビジネス用ソフト連合(BSA) アジア太平洋地域担当の Jeff Hardie 議長、ベトナム・ソフトウェア協会の Truong Gia Binh 議長に共同署名された手紙は、全国 12,000 社以上の企業へに送られた。

同訴えはソフトウェア著作権の大衆注意を喚起するベトナムの最新の動きである。他活動として、セミナー開催、経済ハブ・ハノイとホーチミン市の主なコンピューター・サプライヤーの調査、関連機関に対しベトナムでの知的財産権窃盗抑制努力を強化する政策に署名させるなどがある。

同様に、ベトナムの Van Phan Khai 首相は、月曜日の米国訪問中で、マイクロソフトのビル・ゲイツ会長との会談にソフトウェア著作権侵害と格闘することを誓約した。その後、Khai 首相は、マイクロソフトと共同して、ベトナムが知的財産権窃盗を抑制する協定に署名した。

インド

2005年6月ニュース

1. AU は知的財産コースを開始
2. 知的財産権ワークショップ
3. インド、シンガポールが CECA 協定に署名

1. AUは知的財産コースを開始

(*Hindustan Times*, 2005年6月8日)

知的財産は複雑な問題であり、また明白に知的財産の開発、認識及び所有権に関する専門性を理解するために、Allahabad 大学(AU)が次の学期から、知的財産権(IPR)の6か月コースを導入する。

AU の法学部から導入し、同コースは、卒業生が知的財産の概念、知的財産権の様々な形式を理解することを助ける。

これらの権利の実用的な使用での方法は、現代技術と関連する問題を保護するのに公式化される戦略を学生に知ってもらうために、コース・カリキュラム中に含まれる。

知的財産権コースは、専門家に主題における最近の発展の知識を供給するイニシアチブになる。「同コースは、知的財産権に関係する様々な問題に意識を広げ、保護に焦点を当てる目的で計画され、その結果、発明者、音楽家、文学者などの創造者は労働の産物をだまし取られない。」と Tiwari 教授は述べた。

2. 知的財産権ワークショップ

(*Business Standard*, 2005年6月30日)

知的財産権(IPR)、特に特許の重要性に関する意識を喚起するために、2日間の認証研修プログラムである、「インドと海外の特許に関するイロハ」ワークショップが開催された。

Philips Innovation Campus の Pradeep V Desa 技術革新管理部長は、知的経済では、アイデアと技術が、良い商品を生み出す元であると意見を述べ、人々は、より多くの便宜を備えたより賢い製品を期待していると強調した。イノベーションに燃料を供給するのは、先進的な技術であると彼は付け加えた。

とりわけ、研修プログラムは、特許検索の実地的研修、権利請求項作成の注意、及び先端企業の知的財産担当者との対話するプラットフォーム提供するなど、関係する重大案件に対する洞察力を提供する。また、インド国内/海外での特許出願における手続き問題を解明し、同時に、新特許制度や海外特許取得シナリオも提供する。

同プログラムは、産学両方の人材のために、インド産業連合(CII)と Andhra Pradesh Technology Development Centre (APTDC)の共同実施で行われる。

3. インド，シンガポールがCECA協定に署名

(Indian Express , 2005 年6月30日

Business Times Singapore , 2005 年6月30日)

包括経済協力協定(CECA)の署名により，インドとシンガポールは相互結束を強め，一歩の前進をした。シンガポールは，インドの国連安全保障理事会の常任理事国立候補に同国の支援を伝えた。CECAは，Manmohan Singh 首相とシンガポールから訪問した Lee Hsien Loong 首相で今日署名された。協定は，本質的な貿易と投資を促進する。739 ページにも及ぶ協定書類は，投資合意に加え，商品，サービス，を自由化する統合パッケージである。さらに，税関，科学技術，教育，電子商取引，知的財産及びメディアに関する協力条項もある。
